

## 過疎地・水資源等対策特別委員会記録

開催日時 平成22年2月23日(火) 10:04～12:28

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

新谷 絃一 委員長

今井 光子 副委員長

浅川 清仁 委員

高柳 忠夫 委員

藤本 昭広 委員

国中 憲治 委員

秋本登志嗣 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中野 地域振興部長

一柳 文化観光局長

浅井 農林部長

川崎 土木部長

三毛 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○新谷委員長 ご苦勞さんでございました。

盛りだくさんなただいまの予定提出議案、並びに報告事項でございましたが、またはその他の事項も含めまして、質疑があればお願いしたいと思います。

○藤本委員 今、三毛水道局長から説明があった奈良県水道プランですけれども、内容をまだ読まないで質問して悪いんですけれども、経営の安定化資金として200億円と、か

なりもらっているわけですがけれども、平成24年に大滝ダムができれば毎年10億円の負担が出ていくわけでしょう。そういう点で必ず、10年間ぐらいで黒字でちゃんといけるのかという心配があるんです。経営の方向として、今でこそ安定化資金があるけれども、この大滝ダムができて金がどんどん要るのところがうかと。過疎地・水資源等対策特別委員会資料の6ページを見ていたら、そういう県営水道の策定ビジョンのあり方も問われているのところがうかかと思しますので、その辺の方向性を聞きたいと。

2つ目は、今、市町村で県営水道を使っているところと使っていないところがあるわけですがけれども、各市町村で水道の浄水場を持っていて、それを建てかえないといけないと、あるいは補強しないといけないところがあると思うんです。それも整備しないで県営水道を使ってという話を各市町村の担当者を一遍集めてヒアリングして、そしてできるだけ整備しないで県営水道でという話をどこまで市町村と連携しながらやるのかどうかと。これは実態調査しながらできるだけ県の水を使ってくると安いと。その浄水場、整備、何億円もかけなくていいという話もここら辺の方向性はどうなっているのか、聞きたいと。

それから資料の57ページで、これ見をていたんですけれども、市町村の合併がかなりうまくいかなかった点があって、廃止になるわけですね。これにかかわって、一方で確かに大淀町のように住民投票とか、いろんな市町村でも議会とか住民の反対とかいろいろあって合併されなかったところもいろいろあるんですけれど、それはそれで住民の意思を大事にしないといけないわけだけれども、合併はうまくいかなかったけれども、医療体制の協力とか介護の協力とか、村や町との連携をしないといけないと思うんです。小さい困っている村だったら、町とか、あるいは隣の村と連携して。合併はなくても医療や介護などの連携はどうなっていくのかなということを知りたいと。

それから、奈良県の地域医療等対策協議会の中間報告でへき地の医療、十津川村の問題、川上村の問題とかいろいろ出ていますけれども、これに伴って医療体制が十分できるのかどうかという状況の中で、今度は12月に県が厚生労働省へ、地域医療の再生に向けてという方針をぼんと国へ出しているわけでしょう。ここにもへき地医療の窮境を支える総合的な診療も必要やし、一方でへき地医療を支える総合的な診療できるような総合診療医のお医者さんの確保が必要だと掲げているわけですがけれども、やはりドクターヘリもあるわけですがけれども、第一次救急、第二次救急、どんな救急が来ても断らない病院は、体制が南和を含めて過疎地で大丈夫かなと。その辺の方向はどうなっているのか聞きたいんですけれども。特に産科でも奈良県が大恥かいて、救急でみんな断って大阪で妊婦さんが死ん

だり、あるいは子供が断られて死んだりする状況でテレビ、新聞で大きく報道されて恥をかいてるわけですがけれども、そういう医療体制、過疎地も含めて、ちゃんと医療の中間報告を受けて、あるいは国へ出している方向に向けて具体的にどう進んでいるのか聞きたいわけです。

それから吉野熊野観光開発株式会社。先ほど一柳文化観光局長かな。これ聞いていたんですけれども、この引受先が介護保険の会社でしょ。はっきり言って、素人でしょう。自分の会社が一般社会法人が受けて、それから始めて旅館の許可を知事にもらいますって言っているわけでしょ。何でこの旅館の営業の許可をもらっている J T B や近畿日本ツーリストや奈良交通観光社等を、入札なりの応募先に入れていないのかが納得いかないわけです。後から、これどこの会社やと聞いたら介護保険を大阪でやってますと、そんな会社にさせていいのかと。なぜこうなったのかもちょっと聞かせてください。

それから最後に土木部長に、奈良新聞にも出ているわけですがけれども、平成 26 年度までに 106 の橋梁、橋を補修ということで資料の 41 ページに橋梁の問題が出て、11億 8,000 万円のお金を 106 カ所のうち平成 26 年までの 5 年間で、特に過疎地の橋は何カ所あって、どれだけ直すのか。それで阪神・淡路大震災ような地震が起こったら過疎地の橋は皆壊れてしまうんじゃないかという話もあるわけでしょう。そういう点では、過疎地ではどれだけ橋が危ないのか、それで 5 年間にどれだけするのか、どういう現状かを答えてください。以上です。

**○三毛水道局長** まず県営水道の経営に関しまして、大滝ダム完成後の経費が相当ふえるので大丈夫かと、運営方針はどうなんだというお尋ねが 1 点ございましたけれども、大滝ダムが完成いたしますと平成 25 年度からは、質問にもお述べいただきましたけれども、減価償却費及び毎年度のダムの管理費等との負担でおおむね 10 億円程度が増加するのではないかと見込んでいるところでございます。今回それに対応しましてそれぞれ取り組んできているところでございますけれども、まず経営の合理化といえますか、経費の節減をしっかりと進めようということで、浄水場の管理運営につきましても 24 時間委託を導入をしていくとか、あるいは企業につきましても先ほども条例改正の中で申し上げましたけれども、低金利の方に借りかえを進めていくなどによって、それらにつきましても対応できると考えております。いずれにしても対応できるとはいいますものの、しっかりと県水を市町村が利用いただくことが非常に重要なものでございますので、市町村に対しまし

ては新たな料金制度はもとより新しい付加サービスなども考えていきながら、ダム完成以降も県営水道の資産をしっかりと活用いただけるように取り組んでまいりたいと思っております。また、水利用の適正化という観点からいきますと、県営水道あるいは市町村水道全体を合わせました水道資産というものをしっかりと、規模の縮小も可能なところ、二重投資があるというところもございますので、そういったところの規模的縮小も図りながら、県、市町村ともに低価格での運営ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

また、県営水道への切りかえについて市町村では更新などの投資時期などいろいろあると思うがどうかというお尋ねでございますけれども、確かに市町村におきましてはそういった問題がございます。施設の老朽化、あるいは耐震化をしなきゃならない。また、技術職員が不足している、浄水場など維持管理費が増加するというさまざまな課題を抱えております。そういうことで県営水道に切りかえをいただくということはもちろん我々はしっかりとセールスをしていきたいと思っておりますけれども、市町村の状況も十分考えながら進めなければならないと思っております。情報交換をいたしまして市町村施設の更新あるいは費用などを考えて、県営水道に切りかえた場合の比較はどうだというようなことも検討していただきながら適正な施設規模によるコストダウン、あるいは給水の安心・安定の確保を図っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中野地域振興部長 市町村合併のご質問でございます。

いわゆる平成の大合併によりまして、全国的にいきますとかなり市町村合併が進んだわけでございますけれども、本県の場合、余り進んでないというご指摘のとおりだと思っております。そうした結果といたしまして、行財政基盤が脆弱な小規模な町村が多く存在しているということ、それから一方で専門性を身につけた職員が非常に少ない、加えて行政サービスの水準維持が困難となりつつある状況にあるのではないかと考えています。

そういった状況の中で、市町村合併が進んでいない奈良県にとって、地域に最適な地方行政の仕組みを県と市町村の役割分担検討協議会というものを設けまして検討しております。県と市町村の業務というのがおおむね1,460ほどございます。これの中で、例えば小規模町村への支援ということで垂直補完、どういうものができるか、また県が積極的に関与した市町村間の水平補完といたしまして、広域な連携としてどういう業務ができるのか、それから県から市町村への権限移譲、そういったことを含めて現在、奈良モデルというものをまとめたところでございまして、おおむね73業務につきまして

はたたき台として検討できるのではないかと考えております。

具体的に申し上げますと、後ほど土木部長から詳しくは説明してもらいますが、平成22年度から市町村の管理下にある橋梁の点検であるとか、長寿命化修繕計画などを公共土木事務、市町村支援事業としてやる予定でございます。それ以外に県と市町村が全体としてやるべきものとして市町村税の共同組織化、それとあと国民健康保険の組織化、また、医療提供体制の整備など、こういったものについても現在各部局で検討してもらっているところございまして、地域振興部としてもそういう調整役を果たしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○中川地域医療連携課長 藤本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、奈良県の地域医療再生につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。委員ご指摘のように、たび重なりまして救急に対する不祥事等が発生いたしました。それを打開するために奈良県といたしましては、昨年秋でございますが、具体的な取り組み方策、医療全体の抜本的な対策としまして、1つは高度医療拠点病院の設置、その中にはまず県立奈良病院、または県立医科大学附属病院をマグネットホスピタルとして整備をいたしまして、その中で重篤な疾患につきましては断らない救命救急所を設置すると。また、24時間対応可能な救命救急体制の設置、また、周産期医療センターの整備拡充、小児医療の集約化、また、がん拠点病院の機能強化等を掲げております。ただ、同じ項目で医師、看護師の確保ということで、安定的な医師の派遣システムの整備、それと医師、看護師の養成確保ということでございます。また、先ほど委員がおっしゃってございました医療連携でございますが、重篤な疾患、特に脳卒中、急性心筋梗塞、周産期疾患、重症外傷等、急がないと命にかかわるような疾病につきまして、県内の公立病院を中心といたしましてそれぞれの役割分担、機能の再分担をいたしまして検討をさせていただきたいと考えている次第でございます。その中で病病連携、または病診連携、引き続きまして県内の拠点となります休日夜間応急診療所、0.5次救急、または一次救急でございますけれども、それにつきまして県内の市町村と今協議をさせていただいているところでございますし、また、医療情報の提供を県民の皆さんにさせていただきたいと取り組んでいる次第でございます。

それで全体の救急のことでございますが、先ほどご説明させていただいたところにも一部でございますが、来年度といたしましてはまず救急安心センターということで、シャープ8000番という救急相談業務、実は今年度、消防庁のモデル事業でございますが、引き続

き来年度、地域医療再生基金を使いまして対応させていただきたいと思っております。また、救急搬送受け入れ実施基準策定事業といたしまして、救急の救急隊と受け入れる病院側のルールづくりにも取り組んでまいりたいと思っております。また、ドクターヘリにつきましては、昨年の4月から大阪府と共同運航という形で大阪府と和歌山県で共同運航していただいておりますので、奈良県全域が網羅するという形になっております。そういう形で奈良県といたしましても過疎地域だけじゃなくて県内の救急医療につきまして、引き続き地域医療再生基金を使いまして具体的に対応させていただきたいと考えている次第でございます。以上でございます。

**○杉山医師・看護師確保対策室長** 先ほど委員から総合医の確保という話がありましたので、へき地の医師確保について簡単に補足の説明をさせていただきます。

へき地の診療所でございますけれども、医師につきましてはそれぞれの市町村が独自に確保をされているところと、県が自治医大の卒業医師、今8名ですけれども派遣をしている診療所ということで運営されておりますが、いずれの診療所も1名の医師でされているということで非常に不安定といえますか、今後、安定的に医師を確保するためには、やはりより医師を確保するための仕組みをつくっていくことが必要であろうと認識をしております。

それで医学生なり研修医なりにへき地の医療というものを知ってもらうことがまず第一だということで、県では平成20年度から地域医療のワークショップでありますとかへき地の診療所体験実習、そういったことですそ野を広げるといいますか、そういった取り組みを行っているところでございます。

また、国で緊急医師確保ということで医学部の定員をふやすという方針がございますが、これに呼応をする形で奈良県立医科大学の定員を平成20年度以降、順次拡大をするという形で行っておりまして、将来、産科、小児科、麻酔科、あるいはへき地診療所で勤務を一定期間行った場合に返還を免除するという貸付金の制度につきましても創設、拡充を行いまして、平成22年度につきましては新規で20名の方に貸し付けを行うという予定となっておりますのでございます。ただ、こういった奨学金の貸与というのは養成に一定の期間、年数がかかってしまいますので、来年度新たな取り組みといたしまして先ほど新年度予算の概要のところ簡単に触れさせていただきましたけれども、県立医科大学と連携をいたしまして、医師を安定的に派遣をする仕組み、システムを構築をいたしましてへき

地医療機関へ医師を派遣できるように医療機関の開設者、また、医科大学と協議を進めていきたいと思っております。

それと先ほどの総合医の関係でございますけれども、へき地の診療所ではいろんな患者さんをまず診ることができる総合医が非常に必要になるわけでございますけれども、県としては県立五條病院、それとへき地の診療所、そこでの研修を組み合わせた形でへき地医療の研修プログラムというものをつくりまして、今後、総合医の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○岡橋観光振興課長 吉野熊野観光開発株式会社の件についてお尋ねでございます。

まず、今般の引き受け、譲渡予定者でございますけれども、委員から宿泊の経験がないということをおっしゃいました。本人の経歴をお尋ねいたしますと、確かに直接、宿泊施設の経営というのはタッチしておられないんですが、宿泊施設によく似たような施設のマネージャーとして長年そういった経験を積んでおられると。それから一緒に事業をやるスタッフも、宿泊とかホテルの経験者を採用するという予定であるということもおっしゃっておられました。

それから次に、この業者に譲渡したいきさつでございますけれども、先ほど文化観光局長から説明ありましたように4件の申し出がありましたけれども、全体の施設を引き受けるといふ申し入れは今回のこの法人の1社だけでございました。あとの3社は個人でございますけれども、2社が売店だけ、1社が山の家だけということでございました。一括して施設を受け入れていただける。吉野熊野観光開発株式会社にとって最大のメリットは、売れ残った建物を撤去する必要がないということでございます。ここの施設、国立公園内にございまして自然公園法の規制を受けておりまして、使わない施設については原状回復ということが関係者から言われております。今回の件に当たりまして撤去費をある民間の業者に算定していただきますと、全体で1億4,000万円～1億5,000万円ほどの撤去費用がかかる。しかも例えば売店とか、あるいは山の家だけでしたら、今度、本体である大台荘を撤去する必要がございますが、大台荘の撤去費用も1億1,000万円強ほどかかるという算定をいただいております。この資金をどうするかといいますと、会社が当然責任を持って撤去するわけでございますけれども、現在の会社の経営状況ではとてもこの資金を出すことができないと。しからばどうなるのかということでありまして、例えば株主である者がさらに追加で経費を補助して支出するということしか道が残されていないの

ではないかということも検討いたしました。一括して引き受けていただけるということでこの撤去資金の捻出の問題はクリアできるという最大のメリットがございます。また、当の建物、大変陳腐化して修繕箇所も非常に多くございまして修繕費用だけでも数千万円かかるわけでございますけれども、この業者、修繕費用は全部自分で持つという申し出もございました。吉野熊野観光開発株式会社といたしましては非常に売却条件としてはいいのではないかと判断をさせていただいたわけでございます。以上でございます。

○川崎土木部長 過疎地域の橋梁の補修、あるいは耐震化についてのお尋ねがございました。

実は過疎地域の振興のためには過疎地域の中の道路だけではなくて、そこに行く過疎地域の外の道路も重要なので、余り過疎地域ということで、今、整理していないので、それは後ほど担当課長からまたご報告させますが、実は過去3年間に15メートル以上の県が管理する橋が726橋ございまして、これを3年間かけて検査、点検を行ってまいりました。その結果、早急に補修が必要な橋梁が76橋ございます。さらに先ほど耐震補強のお話も指摘されましたが、緊急輸送道路ということで地震が起こった際に自衛隊の車両、あるいは緊急物資を運ぶ車両が通るような道路というのが決まっておるわけでございますけれども、この中で110橋の橋があるわけですが、35橋がまだ耐震補強をされていないということが判明いたしましたので、この辺につきましては今から5年間で計画的に対策を講じていくということを今、考えております。そういうこともありまして、今回、土木部の予算、大変厳しい中で、この橋梁補修費につきましては約1.95と2倍の予算をつけて計画的に重点的にやっつけようと考えているところでございます。

それから、地域振興部長にご質問がありました市町村の支援でございます。これにつきましても市町村がかなり大きな、50メートルとか100メートルの橋を管理しているという実態があります。そういう市町村に、かといって土木の職員がいない、あるいはいても1人か2人ぐらいしかいないという現状を踏まえまして、各土木事務所にそれぞれ橋梁担当のセクションを設けまして、垂直支援ということで各市町村の点検や計画策定の受託も行いますし、あるいは教育訓練というものをやっつけようと考えているところでございます。そういう形で計画的に予防保全型の修繕、あるいは管理をするような体制に組織も変えていきたいと考えているところでございます。以上であります。



○藤川道路管理課長 2メートル以上の橋梁ということで申しますと、県内には県管理の橋梁として2,026橋、約2,000橋ございます。そのうち、先ほど土木部長からも答弁させていただきましたが、過疎地域に何橋とはっきり数をつかんでいるわけではございませんが、おおむね大体1,100橋ぐらい、55%ぐらいが過疎地域に存在する橋梁、そのぐらいの割合でございます。

それから過疎地域の耐震対策の話がございまして、ただいま35橋がまだ対策未完了ということで申し上げました。この数でいいますと過疎地域は大体20数橋ぐらい、これはかなり割合の大きなものでございますが、耐震対策が未完了という橋梁でございます。ただ、これは先ほども、今の橋梁長寿命化修繕計画の中でも5年以内に対策を完了するというで計画を立ててやっていきたいと考えてございます。以上でございます。

○新谷委員長 ありがとうございます。ちょっと待ってください。

吉野熊野観光開発株式会社の解散及び資産の譲渡について今説明があったんですが、先ほど藤本委員から福祉の関係の方だとか言っているんですが、きょうの資料の中に契約を進めている手順についての報告があったんですけど、まだ名前も上がっていませんし、契約手続については間違いないと思うんですが、明らかにしたらいけないの。私も知りません。今、福祉の関係だとか、それは素人じゃないかという話が出たんですが。

○岡橋観光振興課長 現在契約いたしております契約は、停止条件つき契約でございまして、先ほど申し上げましたように旅館業法とか、それから環境省の譲渡承認を得て初めて効力を発する契約でございますので、一応、特に差しさわりがなければ、またその条件をクリアした後に正式にお伝えしたいと考えているんですけども。ただ、先ほど藤本委員おっしゃったように、この代表者の方の現在のお仕事でございますけれども、確かに介護関係の仕事はなさっておられますし、またボランティア関係の仕事もなさっておられると。現在のところでございますけれども、福祉関係の仕事はなさっておられます。

○新谷委員長 総合的に説明はなかったという話だけどね、個々にはあったけど。明らかにできないんやな、ここではまだ。その段階ではないの。そこに渡すはずでしょ、これ。手順を踏んでいるんでしょう、観光振興課長。そこで渡す、何もいいとかあかんじゃなくて。どうなのかな。

○一柳文化観光局長 先ほど観光振興課長からも説明がありましたように、会社とは一応仮契約というか停止条件付きの契約になっておりまして、その条件が整った後でご報告させていただこうかと思いますが。

○藤本委員 1回、市町村とヒアリングしながらその実態を調べて、それでここの市町村はどうするという方向性を議会に示してください。すぐでなくていいんです。ヒアリングして、それでもうここは工事させない、県の水でいくとかね。工事、ここはさせてここはさせないとかね。そういう点で実態を調べてヒアリングした資料を要求として、いつまでとは言わないから、市町村との連携があるから、でき次第報告してほしいと思います。

それから2つ目に、中野地域振興部長、やっぱり介護の問題にヘルパーがたくさんいるところとおらないところが、町村によってあります。そういう点ではもうちょっと連携させながら助け合うというか、病院にしる、それから今、天理市でもごみとか消防は山辺広域行政やっているんです。そういう点で調整しながら助け合いして、県も入り込んでしてあげてほしいということを要望しておきます。

それから医療の確保ですけれど、前にも言っていますように、答申が中間報告ですけれど、出しています。へき地医療で総合医の関係で前も話して、たしか川上村で皮膚科の先生が入っていて内科も外科も診ないという話があって、皮膚科の先生って何だっという話があって、途中でかわってもらったんですけれども、そういう点ではよほどしっかりと総合医を確保して充実させてほしいということを強く要望しておきます。

それから救急医療の体制は断らない。必ず医大も含めて総合病院、あるいはまた救急体制をきっちりとして、この答申を受けて計画的に、まだまだ十分やれていないと見ています。違うかったら違うって言ってくださいよ。そういう点ではまだ救急医療が行き届いてないと感じているんですけれども、そこら辺のところもまた、答弁結構ですけれども充実させてください。

それから吉野熊野観光開発株式会社の問題について、仮契約をしているところが言えないというのはおかしいと思います。それから、何を一番争点にしてるかというたら、修理代1,000万円でも向こうが持ってくれますとか、いろいろ有利ですという話を聞くんじゃないで、これを入札にかけて応募をするときに旅館業法の許可を持っていなかったらあかん、あるいはこれだけの不動産を全部買ってくれるところでないとかあかん、修繕費1,

000万円を持ってくれないとあかんとか、環境大臣承認の手続とか、事業承認も既に持っていないとあかんという縛りを入れて、奈良県内の大きなJTBや近畿日本ツーリスト、奈良交通観光社を入れていないのは何でかという根本的な話をしているわけです。それを教えてください。

それから最後の、土木部長、耐震補強はもう全部終わりきっているんですか。いわゆる過疎地の橋は地震が来ても大丈夫と、答弁がちょっと不十分だと思うとるんです。それも教えてください。以上です。

○**一柳文化観光局長** 委員おっしゃるとおり、我々としてもこれを決断して整理する段階の前に、一般公募の前に近鉄も出資しておりますから、近鉄等、もしくは上北山村ですね、そういうところを通じまして後継者を模索していたという段階がございます。やはり先ほど説明させていただいておりますように非常に老朽化しているということが一つありまして、資産価値がもうほとんどないということ、それから登山客が年々低減しておって、これからの将来的な見通しというのも非常に難しいということから、当たってみんですが、色よい返事がなかなか得られないという状況でございました。そういう経緯を踏まえまして、公募してみようという決断を会社が出したわけでございますので、そういうプロの目から見れば非常に見通しの暗いという判断がありましたものですから、一般公募になったという経緯も少しご配慮いただきたいと思います。以上でございます。

○**川崎土木部長** まず橋梁で、うろ覚えなんですけど、昭和55年の道路橋示方書から後につくられた橋梁は耐震補強に入ってくるんですけど、それ以前のものについては耐震補強がなされていないと思います。ただ、今まず、そういう意味では古い橋でなおかつ緊急輸送道路じゃないものについては耐震補強がなされておられません。その中で緊急輸送道路をまず先に耐震補強しておこうという方針で取り組んでおります。それ以外の橋梁につきましても、その次の展開になろうかと思っております。以上であります。

○**藤本委員** 納得してません。また予算審査特別委員会でもう1回勉強させてもらいます。文化観光局長の話だけでは納得してません。それから土木部長、耐震補強は漏れないで、早急にやり切ってください。以上です。

○川口委員 尋ねられなくても十分もうお考えいただいていることだろうと思いますが、事前にいろいろ勉強もさせてもらわないといかんけれども、なかなか皆さんも忙しいし、私も忙しい関係でお会いもできていない向きもあり、思いつかなかった向きもありますが、そういう意味で二、三、そんなことを知らんのかというような内容かもわかりませんが、お尋ねをしておきたいと思うんです。

それでこの長期水需給計画、これはこれで結構だと思いますが、当初この水需給にかかわっての、例えばダムの問題も絡みますけれども、計画を練られたときに総合計画、人口の想定というのがあります。目標年度が平成41年度、人口約158万人を想定しての当初の計画が、今日の時点でいろいろ見直しをしながら、また、いろいろ想定をしての対応ということで意味はわかるわけですが、水需要の問題だけではなく、じゃあ人口問題は、去年あたりから奈良県の人口は減りつつあるわけですから。そういう意味で総合計画の観点から人口を5年後、10年後、どのような想定になっているのか。これはやっぱり一つ、明確にされた方がよいのではないかというお尋ねをしておきたいわけ。

それからもう一つは、水利用の関係でこれも気になるわけですが、簡易水道の関係が出ています。簡易水道に頼らざるを得ない県民は、一体どれほどいらっしゃるのか。これらの地域の人たちが県営水道とのかかわり合いを持つことができないのか、あるいはまた県水とのかかわり合いを持とうとする、そういう対策を想定をされているのかどうか。そういう見通しについて一つ、尋ねたいと思う。

なお、過疎対策あるいはまたへき地対策と言われるものに採算性だけを前面に押し出されたのでは、これは平等と言えない。人口の多いところには厚い手当て、人口の少ないところには冷たい対応ということにも、今日的に格差の問題とも絡んでいるわけですから、御所市、過疎と言われてもいいところに今置かれているわけですので、そういう意味で採算性を前面に出す、経済性のみを前面に出すというような形での過疎対策というのは基本的に間違い。すべての人々がひとしく、恵みに享受されなきゃならんものだという前提の上で、過疎対策あるいはまたへき地対策というものを講じていただきたいという願いだけを一つ、強調しておきたいわけですが。

そこでお医者さんの問題、この予算書には11ページと12ページの関係になりますけれども、自治医大の卒業生が71人いらっしゃると。この71人の自治医大の卒業生というのは、何らかの形で県政として支援をさせていただいた先生方であろうと思いますが、この71人の先生方が一体今どこに勤務をなさっているのか、追跡調査等をされているの

かどうなのか。今現在13人、自治医大で学んでいただいているようでありますが、この先生方がやがてまた奈良県で勤務していただくことになろうと思いますが、長く奈良県で勤務していただけるような、そういう仕組み、先ほど仕組みという表現を聞いたので、なるほどと思ったわけですが。つまり奨学金等々を利用していただいて自治医大を卒業された先生方の、今後の奈良県にかかわって、ふるさとに対する貢献というものを大いに期待をしたいもんだと。そういう意味での仕組みを一つ組み立てられたと、このように思うわけです。それから、先生方が派遣をされているのが8名となっておりますが、町村名はどこどこですか。それを一つ尋ねたいなど、そのように思います。

それからもう1点、学校の関係ですが、複式学級、今は複々式はないんだろうと思いますが、できるだけ単式学級に目を向けてもらいたい。今は少子化時代ということでどんどん先生が余ってきておるわけだから、余ってきておるといのは失礼な言い方かわかりませんが、できるだけ単式学級、たとえ1人であったとしても1人の教師がつくほどの配慮が必要であろうと。たまたま田舎に生まれた、たまたまへき地に生まれたというその子供の不幸をやっぱり考えてもらわないかと思う。子供は求めてそのへき地に生まれたのでも何でも無いわけで、どんどんへき地が進行するということは配慮が足りないから格差が助長されるわけですから、大いに格差是正のためにもへき地、過疎地域に対する手厚い対策こそが格差を防ぐ。格差克服は基本的な政策だということを十分に考えてもらいたい、こう思う。

それからもう1点尋ねておきたいのは、スポーツの振興においてどうなのかと。昨今はいろんな種目がふえています。今までは野球が一番中心的なスポーツだったけれど、サッカーがあり、あるいはまたいろんな形のスポーツがふえております。我々、少年時代は陸上関係です。相撲道場もありました、砂場もありました。今、相撲道場のある学校はないわけ、国技と言われる相撲道場が。あるいは砂場も少なくなっているんじゃないかと思うわけです。そういう意味でいわば個人競技の場合はよいとしても、チームプレー、集団競技、こういうものに対してへき地、過疎地の子供たちが参加できない。それをどのように克服されているのか。都会の学校で基本的に子供が多いと思われる学校でも、教師のいろんな趣向、専門、そういうものにかかわって、この学校はサッカーに熱心だ、こちらの学校は野球に熱心だ、こちらの学校はほかのまたスポーツだと、こういうことがいろいろありますからね。そういうことで、かつて学校と学校と連携した形で、2つの複合的なかわりあいで近隣の学校同士が共同で共通でチームを組むという形で、とにかく多種目に及ぶ

集団のスポーツ競技に子供たちが大いに加わるように、参加できるようなシステムをと、こういうことを申し上げたことがあります。とりわけへき地の学校におけるスポーツ競技、これが一体どうなっておるのかと。子供たちの人間形成、そのための教育のありようにかかわってやっぱり大事な内容ではないかと。常に体育が優先やと、知・徳・体というよりも体・徳・知にしようというぐらいの考え方を、今までずっと持論として持ち続けているわけです。こういう意味でのスポーツ振興、へき地学校におけるスポーツ振興をどのように考えられておるのか、これを尋ねておきたいと思う。

それから、数年前ですけれども、前の土木部長の時代に、言っていたと思うんですけど、名前を忘れたけれど、何とか街道、当時は建設省ですね。国土交通省といったかもわかりませんが、御所街道、伊勢街道、それから天理の4つの何とか街道ということで、国土交通省が指定をされたという経緯があるわけです。過疎地・水資源等対策特別委員会資料にも何とか街道というのが出てまいります。そういう指定をされた場合の対応策というのは一体その後どうなっているのかということを知りたい。名称は忘れましたが、きょうは答弁は要らないと思いますけれど、後刻でもいろいろ意見交換をし合いたいと思います。

答えられる内容で結構ですからお答えをいただきたいし、答え切れない内容についてはまた後刻、勉強をさせてもらおう、このように思います。以上。

○中野地域振興部長 まずはじめ、長期水需給計画の将来人口予測の関係でございます。

当初、現計画は平成13年2月に策定したものでございますが、これは平成7年の国勢調査に基づいて策定したものでございます。その当時は新規水源として大滝ダム、十津川紀の川の2期、それから川上ダムが位置づけられておったわけでございますが、平成14年3月に国立社会保障・人口問題研究所が将来推計人口の下方修正をされた。これは予想以上に少子化が進んで人口減少が進んでいるということで、下方修正されたわけでございます。そのことがございましたので、平成16年2月に川上ダムからの撤退を議会で表明をさせていただいた。正式に平成21年4月に淀川水系フルプランの変更が認められたということでございまして、現在の見直しのポイントは、平成20年12月に人口問題研究所が発表されました平成17年度国勢調査に基づいて修正、将来予測を変更するものでございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○新谷委員長 川上ダムっていうのは三重県の青山町やな。

○山菅消費・生活安全課長 簡易水道の人口につきまして答弁させていただきたいと思えます。

平成20年3月31日現在で、簡易水道の需給人口は約4万8,000人という状況でございます。以上でございます。

○川口委員 県営水道とこれからのかわりはどうなる。

○山菅消費・生活安全課長 来年度予算の中で地域振興部長から説明していただいたところでありますけれども、来年度からの市町村及び県下の水道事業の今後のあり方について見直していきたいということで、県域水道ビジョンの策定というものを上げさせていただいております。これは平野地域だけじゃなく、過疎地域等も含めた中で人口減少社会の中で水需給が減っていく。また、それに伴いまして水道料金も減っていく。片や更新経費等がかかってくる。そういう転換期を迎えまして、今後20年間でどういう形で進んでいくべきなのか方向を決めたいという形で考えてます。それは各市町村の個別事業をお伺いしながらどういった対策が効果的なものなのかということも議論させていただいて、県としてもその中でどういう形でかかわっていけるのかということも詰めてまいりたいという形で思っています。

その中で、選択肢としては委員おっしゃっておられるような県営水道の活用という部分では可能性としてはないと言えないんですけれども、現実問題として経費的な面からコスト比較等をした上で本当にどうなのかという部分の検証等が必要と考えております。いずれにしても、そういった部分も含めまして議論していきたいということで考えておるところでございます。以上でございます。

○杉山医師・看護師確保対策室長 自治医大の卒業医師の定着状況についてのご質問でございます。

71名いらっしゃいますけれども、現在、そのうち18名が義務期間ということで県内の医療機関で働いていただいています。また、義務を終了後の医師でございますが、53名のうち39名が県内の医療機関で働いていただいております、率にいたしまして8割強

の方々が県内で頑張っているという状況でございます。

ちなみに平成20年、他府県の調査になりますけれども、自治医大の卒業医師の県内定着率という全国調査がございました。全国調査では第3番目に高い定着率という形で、よく残っていただいているのかと思っています。ただ、その背景と伺いますか、一つには義務期間中にへき地の診療所で頑張っていたときに、当然、診療を頑張っていたわけですが、一人前の医師となっていくためにいろんな研修をやっていただいたりということで、医師の方に奈良県で勤務していこうという気持ちになっていただくような取り組みをさせていただいているというのが一つ要素としてあろうかと思えます。また、県立医科大学に入局と伺いますか入られて、その後、県内で働いていただくという方も多いと認識しておりますので、引き続き義務が終わった後、県内に残っていただくような取り組みを進めたいと思っています。

また、義務中の8名、どちらの市町村かというご質問でございますが、現在、宇陀市、曾爾村、上北山村、下北山村、黒滝村、五條市、十津川村、それと野迫川村ということで8名のドクターに勤務していただいております。以上でございます。

**○久保田教職員課長** へき地、過疎地の学校における支援策についてのご質問ちょうだいしております。

へき地、過疎地におけます学校に対する支援としましては大きく3つの事業で展開しております。1つは複式学級の解消、委員ご指摘の分でございます。これは国の基準を下げることにしまして定数上の措置をしていると、もう1点は免許外教科の解消に非常勤講師を充てているということ、それから統合に踏み切った学校に対する加配措置をしているという、主に3点でございます。ご指摘のとおり、過疎地に生まれて学んだことが本人の不利にならないように、引き続きまして措置できますように努力してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

**○吉田学校教育課長** 委員お述べのスポーツの件でございますけれども、やはりスポーツが子供の成長に果たす役割というものは非常に大きいものがあると考えております。そのために、その活性化として県立高等学校では例えば3校で1チームを編成し大会に出る、そうした競技も実際ございます。小・中学校の実態でありますけれども、保健体育課の方が把握をしていると思っておりますけれども、当然そういった活性化の対応はなされるべきであ



ると思っておりますけれども、また実態を把握させていただいて報告させていただきたいと思っております。

○新谷委員長 そうしてください。きょうは余り関係ない課だからわからんから。

○池田道路建設課長 歴史的な街道に関するご質問ですが、こういった歴史的な道に関する事業、過去より幾つか試みられてきておりまして、これは全部ご説明する情報を今持ち合わせていないので申しわけないですが、今、進行中の事業としまして日本風景街道という事業がございます。これは国土交通省がやっているものです。奈良県内におきましては5つの地域でやっております。5つの地域で、これは地元の地域資源を生かした活動をするNPOに対して、その活動資金を助成するというものであります。場所は御所市のごせまち、宇陀郡御杖村から三重県に抜ける伊勢街道、山の辺の道を中心としました地域、橿原市の横大路・下ツ道、竹内街道、この5つで行われております。平成19年ぐらいからやっております。県としましてはこれを取りまとめる事務局をやっておったり、その活動に参加するという形でNPOと国と一緒にやっておるというものであります。これから以降のことは平成22年度の国の助成がどうなるかというのがまだ不透明であります、聞くところによりますと国土交通省は一応前向きではあるようだと聞いておりますが、NPOとしてはこれは国の助成があってもなくても活動を続けていくということで、それに対しては県、事務局とか一緒に活動する、参加するという形では一緒にやっていきたいと思っております。以上でございます。

○新谷委員長 資料等について、また、説明等については川口委員とも調整してください。それではほか。

○今井副委員長 今、川口委員からもありました簡易水道と県営水道のことで質問させていただきたいと思っております。

今、平成29年までに簡易水道を上水と一本化をするという国からの指導などもありまして、吉野町や下市町では今それに向けての対策が講じられているということです。ところが、それをいたしますと吉野町の場合でしたら大体10立方メートルで料金が2,310円ぐらいになる見通しになると。現在、4つの簡易水道の地域がありまして、安いとこ

ろでしたら525円という料金のところもあります。一番高いところが吉野山の地区で2,100円ということになっております。こうした格差がありますと、今、県営水道の料金が大体140円ですので1,400円という価格になるかと思えますけれども、私たちは川上のそうした森林の中で水をいただいて暮らしているわけですけれども、その地域の方々が簡易水道の一本化のために料金がかかなり高くなると。一方、私たちの方では料金が安くなるというのは、これは矛盾ではないのかと考えておまして、この下市町の頭首工よりも上の地域でこうした県営水道を利用したいということがあったら、そういうことが考えられるのかどうか。そうした点をお尋ねしたいと思います。

○三毛水道局長 川口委員のご質問のときに山菅消費・生活安全課長がお答えいたしましたのは、基本的には県営水道はこれまで市町村において水が絶対量不足する、それに対して広域的に県営水道は垂直的に補完をしていこうという考え方で運営をしてきたということで、まず県営水道ありきじゃなしに市町村で水がどうか、要るのか要らないのかというのがまず大事だと思いますので簡易水道としてはどうかという考え方が前提かと思いましたが、基本的には、不足をするということであれば県営水道は供給してもいいと思われれます。ただし、お話の中に料金の話もありましたけれども、例えば会計のやり方としましては原価主義でやっぱり料金を考えていくということになりますから、今現在、例えば平成22年度から140円で1トン当たり給水しようと思えますけれども、140円という原価で給水が果たしてできるかどうかということが非常に大きな問題だと思います。

問題といいますのは、それが上がっていくことになりますと当然140円で供給するときには上がった分は他の市町村の方々、あるいは最終的には県民の皆様方にご負担をしてもらわなければならないということが原価主義の考え方でもありますので、そういうことを十分考えながら費用面、一般的にBバイCをしっかりと考えて料金の中でおさまるのかどうかということ、あるいは料金値上げにつながらないかということをも十分精査をした上で区域に編入をするということが大事かと思っておりますし、もう一つ、簡易水道にしましても上水道にしましても、それぞれの区域ごとにそういった先ほど言いましたような原価主義で原価計算をされているということですので、市町村が簡易水道何カ所か持っておられる場合には何カ所を個別で経理をされているのか、あるいは5カ所をまとめて均衡ある料金にするような仕組みにされているのかといういろんな考え方があると思えますので、

もし要望があつて、我々が原価を計算しましたときに問題がないということであれば、当然、給水ができるように区域の調整をしていくということは全く法律的にも、県政運営の中でも何ら問題はないものと考えます。以上です。

○今井副委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、原価をとということで可能性がないことはないと受けとめておきたいと思います。その場合に簡易水道の今の仕組みでいいますと、大体国の方では3分の1から4分の1の補助があると聞いているんですけども、県としての補助が一切ないということも聞いておりますので、ぜひこうした地域格差が生じないように何らかの県としての助成なり、そうしたことも考えていただきたいと思いますが、その点で、山管消費・生活安全課長。

○山管消費・生活安全課長 今、委員から県の助成が全然ないというお話をいただきました。建設時に直接の補助というのはないんですけども、起債を借りて簡易水道等を実施されると、そういう場合につきまして過疎地域等におきましてはその償還財源の大体市町村の実質負担の3分の2程度を助成させていただいているところでございます。以上でございます。

○新谷委員長 よろしいですか。

大変時間おくれましたけれども、本日の審査、これをもって終わることにいたします。ありがとうございました。